



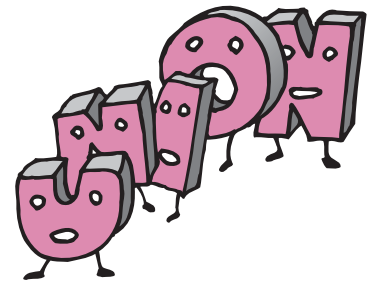
石田幹夫

―団体交渉申入書―

青天の霹靂（へきれき）とは、これまで深く広がっていた青空に突然雷鳴が響く驚きのことをいう。

一通の封書を取り出し、中の書類を手にしたA社長のために「団体交渉申入書」の7文字が飛び込んできた。

これまさに青天の霹靂である。



## 団体交渉申入書

前略 下記の要領にて、ここに団体交渉を申し入れます。

記

- (1) 日時  
○年○月○日から○月○日までの期間において、労使双方が合意する日時で2時間以内
- (2) 場所  
貴社事業場内、あるいは貴社の希望する名古屋地区に近い場所
- (3) 出席者  
〔当労組側〕  
当該組合員及び当労組役員・交渉員の合計5名以内  
〔貴社側〕  
貴会社側代表あるいはその委任を受けた任意の人格と員数
- (4) 協議について  
Bの解雇について
- (5) 回答期限  
この申し入れに対する回答は、来る○月○日午後5時までに、郵送またはファクシミリにより文書にて行うこと
- (6) 連絡先及び回答送付先  
○○○○○○○
- (7) ご注意  
この申入書は労働組合法第6条に基づくものであり、この申し入れに正当な理由なく拒否または無視することは、労働組合法第7条の不当労働行為として一定の制裁がありますので、十分注意ください。

―以上のように団体交渉申入書はなっており、そこには元社員Bの「合同労働組加入申込書（写）」などの関係書類が添付されている。

―元社員Bについて―  
申入書の「(4)協議事項Bの解雇について」とあるBは確かに当社の社員であった。

Bは入社10年、この間、上司の命令には従わず、月に2日か3日の無断欠勤もある。同僚との折り合いは極端に悪く、すぐ喧嘩を吹っかける。会社では2人組の共同作業が多いが、最近職場で「Bと組むのは嫌だ」との声が高まってきた。

会社でも、これまでBに対して再三注意し、就業規則に従って始末書なども徴している。

特に―Bと組むのは嫌だ―の声の高まりに対しては、Bの解雇も止むを得ないと決断せざるを得なかった。

会社とBとの間には、何はともあれ10年という

年月があり、双方に10年にわたる雇用という血が流れていた。

解雇とは双方にこれまで流れていた血を止め、明日から他人となるのだ。解雇は労使双方にとって痛くない筈はない。

―A社長自ら解雇予告手当などの支払い―

A社長は、自ら労働者Bに対して解雇せざるを得ない理由、特に―共同作業でBと組むのは嫌だ―の声こそが、会社にとってどうしてもBに対して解雇せざるを得ない致命的な理由であることを丁寧に説明した。

―一言も発しないB―  
A社長の説明に対して、Bは顔色も変えず、また一言も発せず、労働基準法第20条に規定する解雇予告手当、会社規定による退職金を受け取った。  
Bは、上司にもまた同僚にも挨拶せず、自分のロッカーの中の私物を紙袋に詰める一言も発することなく会社を去った。  
タイトル・浅井健史